

佐賀大学学術情報処理センター個人用 Web サーバ利用要項

(平成16年4月1日制定)

(目的)

第1条 この要項は、学術情報処理センター（以下「センター」という。）が、センター利用者（佐賀大学学術情報処理センター利用規程第2条に定める者）の Web ページ（以下「ページ」という。）作成に供するために設置する Web サーバ（以下「サーバ」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

(管理運用)

第2条 サーバの管理・運用及びサーバ上で利用できる機能の制限に関する事項は、センターにおいて定める。

(利用目的)

第3条 サーバの利用は教育・研究及び大学運営に資する目的に限る。

(利用資格)

第4条 サーバの利用はセンターの利用者に限る。

(利用申請)

第5条 学内限定用のページの開設に当たっては、センターへの申請は要しない。

2 学外公開用のページに関して必要な事項は別に定める。

(掲示責任者)

第6条 各ページの掲示責任者は、ページを掲示した本人とする。

2 各ページには掲示責任者と連絡先を明示しなければならない。

3 掲示責任者は、掲示内容に関する全ての責任を負うものとする。

(利用期限)

第7条 サーバを利用できる期限は、掲示責任者がセンターの利用登録者である期間とする。

(法令等の遵守)

第8条 掲示責任者は、関係法令、学内諸規程及びセンターにおいて定めた事項を遵守しなければならない。

(サーバの停止)

第9条 サーバの運用は、システムのメンテナンス又は予期せぬ障害等のため、予告なく停止される場合がある。

(免責)

第10条 センターは、前条その他によつて生ずる、ユーザファイルの破壊や機会損失等の損害について、一切の責任を負わないものとする。

2 大学は、掲示された内容について一切の保証を行わない。また、掲示が及ぼす損害についても一切の賠償責任を負わないものとする。

(違反行為に対する措置)

第11条 センター長は、サーバの利用にあつて第8条に反する行為を行つたことを知つた場合、佐賀大学キャンパス情報ネットワークにおける措置に関する内規にしたがつて、ページ掲示の停止等を含む措置をとることができる。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。